



妊娠・出生に関する手続きの御案内

令和8年7月

◆ 妊娠について

京都市西京区役所 TEL 050-1726-0257 (代)

どんな届	受付窓口	必要なもの	いつまでに	チェック欄
母子健康手帳の交付	東庁舎2階 21 番 子どもはぐくみ室	① 妊娠届 ②住所と身分を証明するもの（マイナンバーカードなど） ＊ 代理人の場合は身分を証明するもの ＊ 子どもはぐくみ室、産婦人科の病院、医院、助産所などに届出用紙があります。	妊娠後速やかに	
プレママ・パパ教室等		妊産婦を対象に、プレママ・パパ教室・健康相談・妊娠中毒症対策などを実施していますので、希望される場合は、御相談ください。	御希望時	
入院助産	東庁舎2階 22 番 子どもはぐくみ室	経済的理由により、病院などでの出産が困難な妊産婦を対象に、指定の助産施設において出産していただくことができますので、希望される場合は、御相談ください。 ※所得制限等、一定の要件があります。	出産まで	

◆ 出生について

どんな届	受付窓口	必要なもの	いつまでに	チェック欄
出生届 (父母の本籍地、住所地又は出生地に届出)	東庁舎1階5番 市民総合窓口室 戸籍住民担当	①届出書(出生証明書) ②母子健康手帳 (時間外は宿直窓口で受領します。その場合は、母子健康手帳を後日、開庁時間内に持参してください。)	生まれてから14日以内 (生まれた日を含む)	
特別永住許可	東庁舎1階5番 市民総合窓口室 戸籍住民担当	必要な書類はあらかじめ、担当部署にお尋ねください。	生まれた日から60日以内	
国民健康保険加入者 (赤ちゃんが国保に加入する場合)	東庁舎1階 6・7番 保険年金担当	届出される方の本人確認書類(マイナンバーカード等) ＊出産された方が国保加入者の場合、保険料の減免制度があります。 ＊ 出産育児一時金の手続きが必要な場合がありますので、窓口でお尋ねください。	生まれてから14日以内	
国民年金受給者 (障害給付・子の加算請求の届)	東庁舎1階6番 保険年金担当	国民年金の障害給付(厚生年金・共済年金の障害給付のない場合のみ)の受給権者に子ができたときは、 ①戸籍謄本 ②世帯全員の住民票(省略事項なし) を持って、子の加算請求の届を提出してください。 なお、国民年金の障害給付(厚生年金・共済年金の障害給付もある場合)の受給権者に子ができたときは年金事務所・共済組合で手続きをお願いいたします。 ※必要なものはあらかじめ各担当窓口にお尋ねください。	生まれてから14日以内	
出生通知書(低体重児出生届兼)	東庁舎2階21番 子どもはぐくみ室	母子健康手帳に添付されている出生通知書(ハガキ)を郵送又は持参してください。	出生後速やかに	
児童手当 ※	東庁舎2階22番 子どもはぐくみ室	第1子 ①申請者の金融機関口座(普通預金)の分かるもの ②申請者個人番号確認書類(マイナンバー) ③申請者の身元確認書類 第2子以降 ①申請者個人番号確認書類(マイナンバー) ②申請者の身元確認書類 ＊ その他の書類が必要なこともあります。 ＊ 公務員の方は、職場で手続きをしてください	生まれてから15日以内	
子ども医療 ※		子どもの健康保険資格が確認できる書類のいずれか(資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの画面の写し)	子どものマイナンバーカード作成後速やかに	
児童扶養手当		申請される場合は、御相談ください。 ＊ 資格、所得制限等一定の要件があります。		



妊娠・出生に関する手続きの御案内

令和8年7月

どんな届	受付窓口	必要なもの	いつまでに	チェック欄
ひとり親家庭等医療	東庁舎2階22番 子どもはぐくみ室	申請される場合は、御相談ください。 ＊ 資格、所得制限等一定の要件があります。		
未熟児養育医療		申請される場合は、御相談ください。		

上記のチェックシートは区役所の窓口で行える主な手続きを示していますが、他の手続きや書類、印鑑が必要な場合もありますので、詳細については各受付窓口にお問合せください。

※ 児童手当及び子ども医療の受付は、以下の専用窓口で行っていますが、すべての区役所・支所（子どもはぐくみ室）でも受付可能です。
また、専用窓口では、郵送受付も可能です。

専用窓口：京都市子ども家庭支援課分室

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 北庁舎 6 階

電話：075-222-3777（午前8時30分～午後5時 土・日、祝日、年末年始を除く。）

なお、児童手当の手続きは、マイナンバーカード及び必要な機器（インターネットに接続できるパソコン及びICカードリーダー、もしくはスマートフォン（対応機種のみ））で、マイナポータルによる電子申請も可能です。

